

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則等の一部
を改正する省令要旨

一 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部改正（第1条関係）

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則第1条～第4条関係）

二 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正（第2条関係）

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条、別表第一、別表第二関係）

三 この省令は、令和4年4月1日から施行することとする。（附則関係）